

京都市都市経営戦略会議規則の全部を改正する規則を公布する。

平成21年4月1日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第 1 号

京都市都市経営戦略会議規則の全部を改正する規則

京都市都市経営戦略会議規則の全部を次のように改正する。

京都市未来まちづくり戦略会議規則

(設置)

第1条 市政の最高方針，本市の重要な政策等の企画，審議及び決定を行うため，京都市未来まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 戦略会議は，市長，副市長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 環境政策局長
- (2) 行財政局長
- (3) 総合企画局長
- (4) 文化市民局長

(会議)

第3条 戦略会議の会議は，市長が必要があると認めるとき，随時招集する。

2 市長は，戦略会議の会議に付議する事案に応じて，前条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ，その意見又は説明を求めることがある。

(事案の付議等の要請)

第4条 総合企画局長は，本市関係職員に対し，戦略会議の会議への事案の付議及び当該事案に関する資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 戦略会議の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局市長公室)